

特定健診・がん検診のおしらせ



4月の特定健診を中止します

例年、4月下旬に下田市民文化会館において特定健診を実施してきましたが、新型コロナウイルスの感染拡大を予防するため、4月の特定健診を中止としました。

今後について

今年も6月から10月にかけて、公民館や市民文化会館等で特定健診を予定しています。日程については、後日お知らせしますが、新型コロナウイルス感染の動向を見て、開催の可否を決定する予定です。

健診の受診券は、5月下旬頃発送を予定しています。

令和2年度特定健診等の変更

令和2年度の特定健診は、受診率向上を目指し、以下の変更があります。

特定健診が無料で受けられます

特定健診(40〜74歳を対象にした、約1万1千円の検査)の自己負担金を、令和2年度と令和3年度に限り無料とします。

※後期高齢者医療保険の方は500円ですが、今後金額について検討していく予定です。

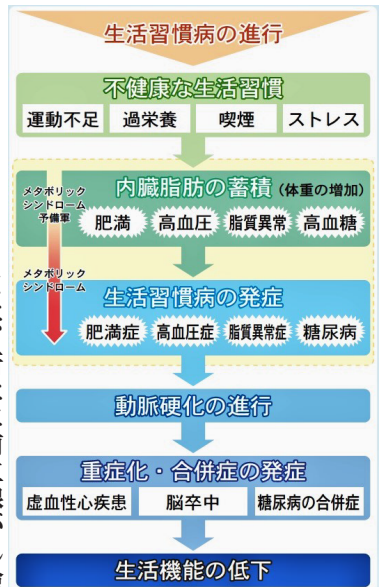
市民文化会館では

特定保健指導を行います

市民文化会館で実施する特定健診では、保健師が特定保健指導を行う予定です。腹囲、血圧に異常がある方は、その場で指導を受けられます。

がん検診にも変更があります

大腸がん検診の料金は500円から300円になります。



また、新たに前立腺がん検診(料金400円)を実施します。

健診の流れ

- ① 受診券、質問票(事前にご記入ください)を準備
- ② 受診
- ③ 受診結果を受け取り(受診日の1カ月半後)

受診結果によりメタボリックシンドロームの疑いがある方には、特定保健指導という健康づくりに向けたプログラムもご用意しています。こちらも無料で受けられますので、是非ご利用ください。

後日、日程をお知らせしますので、この機会に是非受診をご検討ください。

問合せ先

市民保健課 国民年金係
(窓口③) ☎ 23922

固定資産税に関するお知らせ

令和2年度の土地や家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧と固定資産課税台帳の閲覧ができます

◎土地及び家屋価格等の縦覧

固定資産税の納税者が、自己の土地や家屋の令和2年度の固定資産税評価額について周辺の土地や家屋の評価額と比較することにより、評価額が適正かを判断していただく制度です。

縦覧することができる方

固定資産税を納めている方(納税者)とその同居家族、納税者の委任を受けた方及び納税管理人

縦覧期間

4月1日(水)〜4月30日(木)

手数料

無料

本人確認 運転免許証など本人確認できるもの、認め印、委任状(代理の場合)

◎固定資産課税台帳の閲覧

令和2年度の固定資産税算出の基礎となる課税台帳を確認できます。

閲覧することができる方

納税義務者とその同居家族、納税義務者の委任を受けた方、納税管理人及び土地や家屋を借りている方

閲覧期間

4月1日(水)以降 通年 閲覧可
8時30分〜17時15分

手数料

4月30日(木)まで無料
※コピー代が別途必要となります
ます(1枚10円)。

本人確認

運転免許証など本人確認できるもの、認め印、委任状(代理の場合)、土地や家屋を借りている方はその契約書をご持参ください。

審査申出について

令和2年度の固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合には、納税通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に文書をもって下田市固定資産評価審査委員会に審査申出を行うことができます。

※令和2年度において、家屋の新築、土地の地目変更等により、価格の修正があった場合に限り、

問合せ先

税務課 資産税係
(窓口⑧) ☎ 2218